

多賀城市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

～児童生徒のより良い成長を促す質の高い学びの実現と

働きやすさ・働きがいを実感できる職場環境の両立を目指して～

令和8年4月

多賀城市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務量の適切な管理と健康の確保を通じて、持続可能で質の高い教育環境を整備することを目的としています。学校における働き方改革は、「多賀城市教育振興基本計画」に基づき、児童生徒一人一人の可能性を最大限に引き出す教育の実現に不可欠な取組です。

教育職員が心身ともに健やかに職務に専念できる環境を整えることで、授業の質の向上や教育活動の充実が図られ、結果として児童生徒へのより良い教育につながります。本計画は、教育の質と職場環境の両立を目指し、学校現場の実情を踏まえた具体的な措置を講じるものです。

(2) 本市の現状

本市では、平成31年4月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「多賀城市立学校の教師の勤務時間の上限等に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、令和6年度の本市の教育職員（主幹教諭を含む教諭）の時間外在校等時間及び令和6年（1～12月）の年次有給休暇の取得状況について、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（主幹教諭を含む教諭）】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	26.3時間	16.9%	1.8%
中学校	48.2時間	60.3%	10.2%

時間外在校等時間の月平均時間は小学校で26.3時間、中学校で48.2時間となっている。また、月45時間を上回る割合も小学校で16.9%、中学校で60.3%となっている。特に、保護者対応や部活動指導などの業務の負担感が大きくなっており、教育課程の見直しや校務DXの推進を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

【令和6年の年次有給休暇の平均取得日数（全期間在職者）】

	令和6年（1～12月）
小学校	15.5日
中学校	13.4日

【令和6年の年次有給休暇15日以上取得の教育職員の割合（全期間在職者）】

	令和6年（1～12月）
小学校	50.7%
中学校	33.6%

年次有給休暇の平均取得日数は小学校で15.5日、中学校で13.4日である。また年次有給休暇を年間15日以上取得している教育職員の割合も小学校で50.7%、中学校で33.6%であることから、年次有給休暇の取得を促進していく必要がある。

【ストレスチェック（令和8年度より実施予定）】

これまで本市教育委員会（以下、市教委）として、教育職員対象のストレスチェックは実施しておらず、傾向を把握していない。健康確保の観点から、今後は定期的にも実施し、現状を適確に把握していく必要がある。

<参考>

公立学校共済組合が実施したストレスチェックのデータ分析によると、公立学校教育職員全体の高ストレス者の割合は上昇傾向にあり、令和6年度における小中高の教育職員の高ストレス者の割合は、過去最高で11.7%となっている。

【アンケート調査（令和7年12月に実施）】

令和7年12月に、「管理職」及び「教諭等」を対象に、働き方に係るアンケートを実施した。その結果は、次のとおりである。

① 仕事における「やりがい」の実感

管理職及び教諭等のいずれも、「児童生徒の成長を感じたとき」が最も主要なやりがいとして挙げている。特に、教諭等は、児童生徒との信頼関係や、専門性・指導力の向上、同僚と協力して仕事に取り組めたときに喜びを感じる傾向がある。一方、管理職は、教職員の資質・能力の向上を感じたときや、学校が抱える課題の解決が進んだときにやりがいを感じるという、組織運営側の視点が強く見られる。

② 確保したい時間とそれを阻む要因

<確保したい時間>

教諭等は、「児童生徒とのコミュニケーション」や「授業準備・教材研究」が圧倒的に多く、次いで「同僚との情報交換」が挙げている。一方、管理職は「教職員との情報交換・コミュニケーション」や「個々の教職員への指導・サポート」を重視しており、組織内の対話を求めている。

<改善が必要な業務>

両者に共通して、「事務処理（文書作成、会計、報告書等）」と「各種会議や打合せ」が大きな負担となっている。また、教諭等は「生徒指導上の課題への対応」を挙げることが多く、管理職は「学校行事の準備」や「外部からの調査・アンケートの精選」の必要性を指摘している。

③ 働きやすい職場環境に必要な要因

ほぼすべての回答者が「同僚との協調性・協働性」を不可欠な要因として挙げている。また、「休暇を取得しやすい組織体制」や「管理職のマネジメント」が重視されている。

管理職側からは「行事の精選やカリキュラムの見直し」や「ICTを活用した取組」が解決策として多く提案されている一方で、教諭等の中には「地域住民等との業務分担の精査」を求める声も目立っている。

④ 働きやすさ・働きがいの実感

「現在の職場について、働きやすさ・働きがいを感じているか」との質問について、以下のような結果であった。

	全教育職員数	肯定的な回答人数（割合）
小学校	158人	133人（84.1%）
中学校	99人	92人（92.9%）

肯定的な回答をした教育職員は、小学校で84.1%、中学校で92.9%であった。管理職については、教諭等と比較すると「大いに感じている」という回答の割合が高い傾向にある一方で、教諭等については、「あまり感じていない」とする回答が一定数存在している。

以上のアンケート結果から、学校現場では「子供たちと向き合う時間」や「教職員間の対話」を最優先したいという強い意志がある一方で、付随する事務作業や会議がその時間を圧迫しているという構造的な課題が明確になった。働き方改革を推進するためには、管理職が提案しているような「行事の精選」や「ICTによる効率化」を具体的に進めると同時に、教職員が求めている「業務分担の精査（学校以外が担うべき業務の切り出し）」を検討し、心理的な「働きやすさ」を向上させる必要がある。

こうした本市の現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において、以下の時間外在校等時間や有給取得数といった数値目標に加え、アンケート調査の自由記述内容等の分析を重視し、教職員の具体的な要望を反映させることで教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きやすさ・働きがいを実感できることを目指す。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

○教育職員（主幹教諭を含む教諭）の1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合について、小学校は90%、中学校は50%以上とする。

【現状値（令和6年度）小学校：83.1% 中学校：39.7%】

○教育職員（主幹教諭を含む教諭）の1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間については、小学校で25時間程度、中学校で40時間程度にする。

【現状値（令和6年度）小学校：26.3時間 中学校48.2時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○教育職員（全期間在職者）の年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

【現状値（令和6年）小学校：15.5日 中学校：13.4日】

○年次有給休暇を年間15日以上取得した教育職員（全期間在職者）の割合を毎年50%以上とする。

【現状値（令和6年）小学校：50.7% 中学校：33.6%】

○アンケート調査により、「現在の職場に働きやすさ・働きがいを感じている」と肯定的な回答をした教育職員の割合を90%以上とする。

【現状値（令和7年12月）小学校：84.1% 中学校：92.9%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度（3年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 組織体制の強化

本市において、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

① チーム担任制（教科担任制を含む）・学年担任制の推進

教育職員の負担計軽減に加え、生徒の主体性育成や若手教員のサポートなど、多角的な視点で、チーム担任制や学年担任制を推進する。そのため、先行実施校である多賀城小学校における成果や課題、留意点等を共有し、他校における導入が可能な環境整備を促進する。

② 教科等指導員制度の導入

教科等指導員制度は、多賀城市内の小・中学校に勤務する教員のうち、教科指導において高い専門性と実践力を持ち、かつ他校への支援に意欲的な者を「教科等指導員」に任命する仕組みである。この制度の主な目的は、他校での授業改善や教材研究を支援することで、学校全体の指導体制を強化し、児童生徒の確かな学力向上と学習保障を充実させることにある。本計画の実施にあたっては、学校間の相互派遣にとどまらず、市教委が主体となって教科等指導員を直接派遣する体制の構築を検討し、学校現場の負担軽減を図りながら、実効性のある指導支援を推進する。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守する。

① 医師による面談指導の推奨

時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対する医師による面談指導の意

思確認を確実に行うよう働き掛ける。

② 相談窓口に係る情報提供

心身の健康問題に係る相談窓口についての情報を積極的に発信するとともに、具体的な相談・対応の方策を立て、実効性のあるものにする。

③ 年次休暇取得の奨励

年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。その際、取得の奨励が残った職員の負担増に繋がらないよう組織全体での業務調整を優先するなど配慮する。

④ 定時退校日・一斉閉校期間の設定

学校における定時退校日を月3回以上設定するよう推進するとともに、長期休業の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。

(3) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

イ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 【3分類・①関係】

<具体的な取組内容>

○児童生徒が学校に登校する時間を地域の実情や校種の特徴を踏まえつつ、教育職員の勤務時間に登校時間を合わせる方向での見直しを各校で進める。

○学校運営協議会及び地域学校協働本部などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

ロ 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

【3分類・②関係】

<具体的な取組内容>

○放課後から夜間における見回りについては、青少年補導員が行っている街頭巡回指導等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

○学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ハ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 【3分類・③関係】

<具体的な取組内容>

○学校徴収金について、徴収手続き等の精査を進め、令和9年度から学校徴収金システムの導入により、教育職員が現金を取り扱わない仕組みを構築する。

ニ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【3分類・⑤関係】

<具体的な取組内容>

○青少年育成相談の機能を拡充すること等により、保護者等からの過剰な苦情等に対応する市教委の相談機能の一層の充実を検討する。

○福祉等の関係機関との連携において、市教委と市長部局の連携体制を強化し、学校の窓口負担を軽減する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

イ 調査・統計等への回答 【3分類・⑥関係】

<具体的な取組内容>

○校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○市教委において調査内容を精査し、不要な回答依頼は行わないようにするとともに、外部からの依頼も市教委段階で適切に判断する。

○保護者等へのアンケートは、学校を介さず市教委がフォーム等を活用して直接実施する体制を整えるなど、学校の事務負担を軽減する。

○令和8年度中に教育職員の業務削減に関する市内共通の実施項目について、事

務共同実施において検討する。

- ロ 学校プールの管理 【3分類・⑨関係】

<具体的な取組内容>

○学校プールについては、段階的に廃止することとし、民間事業者への委託検討を進める。

- ハ 部活動 【3分類・⑬関係】

<具体的な取組内容>

○令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

○平日の部活動については、可能な限り勤務時間内の活動となるよう活動時間等の適正化を図る。

○部活動に係る教職員の負担軽減と児童生徒への指導の充実を図るため、技術指導や活動補助等を担う部活動支援員を適切に配置し、安全で継続的な活動環境の確保を進める。

- ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- イ 授業準備、学習評価や成績処理 【3分類・⑮⑯関係】

<具体的な取組内容>

○校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

- ロ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 【3分類・⑲関係】

<具体的な取組内容>

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への積極的な参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

○市教委において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修や情報交換会を適宜実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

○医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材等について、各校の実情等を鑑みながら適切な配置を図る。

(4) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 年間総授業時数の見直し

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ② 諸活動の見直し

当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行うとともに、各校の好事例を共有し、広域的な展開・充実を図っていく。

- ③ デジタル技術の活用

デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況について、令和7年度の結果を上回る。

- ④ 電話機能の充実

勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。また、各校の実情を踏まえながら、時間外アナウンス機能の設定時刻や録音機能の活用について、教育職員の負担軽減に資する方向で検討を進める。

- ⑤ 文書の削減

市教委からの発出文書の更なる精選を図るとともに、各校からの家庭配付文書を原

則メール配信、またはウェブページに掲載するなどの方向で、各校で検討を進める。

⑥ 研修会のオンライン化・オンデマンド化

市教委が関わる研修会、会議等のオンライン化、オンデマンド化を検討し、令和8年度から随時実施していく。

⑦ 校内研修時間の確保

教育職員の働きがいの向上に向けて、教育職員が自主的・主体的に参加できる授業研究会や研修会の設定、教材研究の時間の創出等、各校の日課表の工夫を行うことを推奨する。

⑧ 保護者理解の推進

P T A総会や学校運営協議会等において、教育職員の働き方改革の意義や内容について、情報発信を積極的に行っていく。

⑨ 校務効率化に向けた生成A Iの適切な活用

生成A Iは、文書作成や情報整理等の業務を補助し、教職員の負担軽減および教育活動に充てる時間の確保に資するものである。個人情報保護、誤情報の混入防止、著作権への配慮等、適切な運用体制を整備し、安全性を確保した上で、校務の効率化と教育の質の向上を推進していく。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 本計画における取組の着実な実行を図るため、市教委は市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を的確に把握し、毎年度、多賀城市のウェブページにおいて、その状況を公表する。公表にあたっては、単なる数値の独り歩きを防ぎ、数値が教育現場の実態と乖離して解釈されないよう時間外在校等時間のデータは、単なる労働時間の記録としてではなく「教育の質の向上」と「教職員の健康確保」が健全に両立しているかを確認するための重要な指標として適切に扱うものとする。
- (2) 各学校の時間外在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認することや、具体的措置の取組状況等について、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で今後実施予定のストレスチェックやアンケート調査等の結果から把握する。
- (4) 市教委において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、市教委が現場の実情を把握した上で、数値の改善のみを目的とした「指導」ではなく、必要な人員配置や業務見直しを伴う具体的な「支援」を実施することで、実効性のある改善を推進していく。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教委からの支援を強化する。
- (6) 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (7) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。